

## 平成23年度第2回春日井市図書館協議会議事要旨

1 開催日時 平成24年2月7日(火)午後2時

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

〔会長〕	小中学校校長会	片田	保彦
〔委員〕	小中学校校長会	桑原	規之
	婦人会協議会	伊藤	月美
	小中学校PTA連絡協議会	松山	栄司
	図書館ボランティア	飯塚	富恵
	図書館ボランティア	小林	静子
	生涯学習審議会	岩田	孝道
	中部大学	蓑島	智子
	近畿大学	保科	明治
〔事務局〕	教育長	木股	哲夫
	教育部長	宮地	宏
	図書館長	戸田	富幸
	図書館長補佐	金澤	信欣
	資料担当主査	川島	浩資

4 議題

- (1) 図書資料延滞者に対する貸出し制限等について
- (2) 春日井市図書館条例の一部改正について
- (3) 組織改正について
- (4) その他

5 会議資料

- (1) 図書資料延滞者に対する貸出し制限等について
- (2) 春日井市図書館条例の一部改正について
- (3) 組織改正について

## 6 議事内容

(1) 図書資料延滞者に対する貸出し制限等について

(事務局) 会議資料(1)に基づき説明した。

(飯塚委員) 未返却数の多さに驚いている。未返却者に対する罰則を設けていなかった理由を教えて欲しい。

(事務局) 公共図書館毎に罰則の有無については対応が分かれるところであるが、本市においては利用者に対する罰則適用について慎重すぎる面があった。

(松山委員) 未返却が理由で除籍に至った資料数の推移で、平成22年度は399点と平成21年度の699点と比較し半減している。これは督促事務において何か特別な取組みを行った成果なのか。

(事務局) 特別な督促事務は行っていない。なお、新たに罰則を設けることで現在の督促行為の実効性を高め、未返却数の低下につなげたいという考えがある。

(松山委員) 図書資料の弁償を電子書籍で受け付ける予定はないのか。

(事務局) 公共図書館での電子書籍の取り扱いは、提供されている作品数の少なさと著作権法上の問題等があり広がりを見せていないため、今後も状況を見て行きたいと考えている。

(小林委員) 未返却が理由で除籍に至った資料について詳細な内訳を教えて欲しい。

(事務局) 例えば今年度では、未返却が理由で除籍の対象に挙がる図書資料が858点であるが、これは毎年約1万冊除籍される図書資料の一部という扱いになる。なお、児童書や一般書といった分類ごとの数字は確認しておく。

(伊藤委員) かなり以前ではあるが、貸出し冊数の上限が5冊の時代があったように記憶しているが、その頃の未返却数の記録は残っているのか。

(事務局) そのような記録が残っているか未確認である。

(伊藤委員) 延滞者毎に長期延滞の理由は把握しているのか。また、貸出しの時点で貸出し期間(2週間)で読み切れなければ、貸出し期間の延長も可能であるとの周知は行われているのか。

(事務局) 罰則制度が長期延滞者の弁明機会を生み出すと思われるので、今後は延滞長期化に至る理由を深く掘り下げることが可能になるとと思われる。

また、貸出し期間の延長は予約が入っていない図書資料については、貸出し期間中であれば1回に限り電話でも延長の申し出を受け付ける。こういったルールは十分に周知が行われており、利用者にも浸透していると考えている。

(松山委員) 図書資料は市民の大切な財産であるため、貸出し制限を実施する以前に、期限内返却を利用者に訴えるような運動に力を注ぐべきではないか。

(事務局) 現在も延滞者と接触する機会があれば、期限内返却を強く要望している。また、期限内返却に関する事以外でも図書資料の汚破損防止を利用者に訴えるために、図書館内でマナーアップ展示等を行っている。

- (岩田委員) 私も図書館を利用するが、期限内返却や貸出し期間の延長に関するルール説明は充分に行われている印象を受けている。延滞長期化はあくまで利用者のモラルの問題であり、図書館側としては罰則適用もやむを得ないのではないか。なお、延滞者に対するハガキでの督促は、どの時点まで続けているのか。
- (事務局) 郵送にかかる経費等の問題もあり、ハガキでの督促は貸出し年度から3年が経過した時点で打ち切っている。
- (蓑島委員) 返却期限から罰則が適用されるまでの30日間は、延滞者に対してどのような対応を考えているのか。
- (事務局) 延滞者に対する図書館サービスの提供については様々な考え方があるが、現在のところは当該期間中のサービス提供はやむを得ないと考えている。
- (保科委員) 貸出し冊数の上限を5冊にすれば延滞長期化防止に効果があるのではないか。
- (事務局) 他の公共図書館と比較しても、貸出し冊数の上限が10冊というのは突出したものではなく適当な冊数と考えている。例えば児童書や絵本では10冊借りても十分に貸出期間内に読み切れると考えている。
- (桑原委員) 例えば小牧市立図書館は20冊借りることが可能であり、春日井市の10冊は突出したものではない。また、モラルを欠く一部の利用者のために、利用者全体が制限を受けるのは違和感を感じる。
- (片田会長) ここまでの議論を総合すると、利用者のモラルの問題に尽きると思われる。今後も利用者のモラル向上に努めて欲しい。

「結 論」

この議題について図書館協議会の承認を得た。

(2) 春日井市図書館条例の一部改正について

(事務局) 会議資料(2)に基づき説明した。  
各委員からは意見なし。

(3) 組織改正について

(事務局) 会議資料(3)に基づき説明した。  
各委員からは意見なし。

(4) その他

事務局からの報告・説明事項はなく、各委員からの意見もなし。

午後2時46分に協議会を終了した。

上記のとおり、平成23年度第2回図書館協議会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事要旨を作成し、会長が署名する。

平成24年2月24日

会 長 片 田 保 彦